

新潟県原子力防災訓練に対する所感

平成25年4月10日
柏崎刈羽原子力規制事務所

1. 柏崎刈羽原子力規制事務所が実施した訓練の概要

(1) 訓練目的

災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）、及び見直し後の原子力防災計画に基づき実施される新潟県原子力防災訓練に参加し、広域避難時の自治体及び関係機関との連携及び発電所の状況、災害情報等の伝達、広報の実施など、避難対応の基本的な手順を確認する。

(2) 参加人員等

計10名（原子力規制庁参加）

- ・ 柏崎刈羽原子力規制事務所 6名
- ・ 原子力規制庁原子力防災課 4名（現地2名、規制庁緊急時対応センター2名）

(3) 訓練項目

(1) 初動対応訓練

震度6強の地震発生に伴い、「原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会策定）」に基づき、オフサイトセンターに原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部を設置するとともに、オフサイトセンター内の機器等を立ち上げ。

また、柏崎刈羽原子力発電所緊急時対策室に保安検査官を2名派遣

(2) 柏崎刈羽原子力防災センター等の運営訓練（OFC機能班訓練）

○ 対応体制の拡充

- ・ 10条通報に伴い原子力規制委員会原子力事故現地対策本部を設置。
- ・ 緊急事態宣言の発出に伴い原子力災害現地対策本部を設置。

をそれぞれ設置

○ 会議運営・開催

- ・ 現地事故対策連絡会議の開催（1回 9:33～9:38）。
- ・ 合同対策協議会全体会議の開催（2回 ① 10:35～10:50 ② 12:10～13:00）。

(3) 広報活動訓練

新潟県柏崎地域振興局内にプレスルームを設置。

10条通報時、原子力緊急事態宣言の発出時に、模擬記者会見を実施。

2. 所感

(1) 国からの情報発信について

新潟県よりプラント情報やSPEED I情報の公表を求める要請があり、SPEED I情報については新潟県から発表して良いかどうかの判断を求められた。

SPEED I情報や発電所プラントの状況等、放射性物質の拡散に繋がるおそれのある自治体や住民からのニーズが高い情報については、情報そのものがもつ内容、影響や情報を発信することのメリット・デメリットも踏まえ、柔軟な対応が出来るかどうか事前に検討しておく必要がある。

(2) 合同対策協議会と記者会見のタイミングについて

本訓練においては、15条通報に伴う緊急事態宣言が出された際に、地元住民へ即座に広報するとの考え方から、合同対策協議会の開催と並行して記者会見を行った。

一方、記者会見には住民安全班、放射線班、医療班、プラントチームの責任者の同席も求めたため、並行して行った合同対策協議会との役割分担にとまどったとの意見も出された。原子力規制庁として、予め、対外広報とOFC内での対応が重なる場合の対応について整理しておく必要がある。

(3) 原子力防災に関する教養

福島事故を教訓とした諸規定の改定が行われており、各機能班の活動内容、自治体、関係機関との連携方法、広報のあり方等、今後、随時策定、改訂が進むことから、原子力災害に対する知見を有する事務所員及び機能班要員の能力向上を継続的に図る必要がある。